

告 示

埼玉県告示第九百三十三号

測量計画機関である所沢市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

所沢市

二 作業種類

公共測量（所沢市都市計画基本図作成）

三 作業地域

所沢市全域

四 作業期間

平成二十七年七月十七日から平成二十八年三月二十五日まで